

## 鳥取ふれあい共生ホーム整備事業補助金の事務手続きについて

### 1. 交付申請提出(別に定める日まで)

- 提出期限は、別途通知します。
- 交付申請にあたっては事前協議が必要となりますので、必ず下記問い合わせ先にご連絡ください。(遅くとも事業着手予定日の1か月前にはご相談ください。)
- 交付申請は、交付申請書、事業計画書(様式第1号)、収支予算書(様式第2号)、事業支出予定額内訳書(様式第3号)等を下記提出先に郵送又は持参してください。

### 2. 交付決定通知(交付申請を受けた日から原則20日以内)

- \* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

### 3. 事業開始

- この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。
- 【事業を変更・中止・廃止したい場合】  
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。  
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

### 4. 事業完了

- この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。
- ※事業の完了とは：補助対象経費の支払いがすべて完了した日

### 5. 実績報告書提出(完了の日から20日を経過する日まで)

- 実績報告は、実績報告書、事業報告書(様式第1号)、収支決算書(様式第2号)、事業支出額内訳書(様式第3号)等を下記提出先に郵送又は持参してください。
- ※必要に応じて現地検査等を行います。

#### ◎補助金の支払い

- 県は実績報告書の提出を受けてから補助金額を確定し、その旨を補助対象者に通知します。確定通知を受けた補助対象者は、口座振込依頼書を県に提出してください。県は口座振込依頼書の提出を受けた後、速やかに補助対象者の口座に補助金の振込を行います。
- 支払いは原則として精算払いとなります。ただし、資金不足などの理由があれば概算払いも可能です。概算払いを希望される事業者の方は、「事業開始前に補助金が必要な理由」を記載したシート(様式自由、A4サイズ1枚)を、交付申請書と同時に提出してください。

資料提出・問い合わせ先

福祉保健部ささえあい福祉局・長寿社会課

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話：0857-26-7177 FAX：0857-26-8168

choujyushakai@pref.tottori.lg.jp